

監査委員公表第1号

財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年3月5日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 正 雄

（事務担当 監査委員事務局）

監 査 報 告 書

【令和2年度 財政援助団体等監査】

三 浦 市 監 査 委 員

1 監査の種別

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象団体等

- (1) 株式会社三浦海業公社
- (2) 三浦市経済部水産課
- (3) 三浦市教育部文化スポーツ課

3 監査の対象範囲

次の令和元年度における出資に係る出納その他の事務及び、公の施設の管理に係る出納その他の事務（必要に応じて他年度分を含む。）

(1) 出資に係る出納その他の事務

① 出資金（104,000,000 円）…対象団体等：株式会社三浦海業公社、三浦市経済部水産課

(2) 公の施設の管理に係る出納その他の事務

① 新港海業センター…対象団体等：株式会社三浦海業公社、三浦市経済部水産課

② 三浦市民ホール…対象団体等：株式会社三浦海業公社、三浦市教育部文化スポーツ課

4 監査の実施期間

令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 2 月 1 日

5 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館監査委員事務局、三浦市民ホール及び同控室

6 監査実施上の着眼点

(1) 出資に関すること

① 主管課関係

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資金等の支出手続は適正か。

ウ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 増・減資等はあるか。また、配当金は確実に収入されているか。

② 団体関係

ア 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか。

イ 出資目的に沿った事業運営が行われているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

オ 経営成績及び財政状態は良好か。

カ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

キ 会計経理及び財産管理は適切か。

ク 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

(2) 公の施設の管理に関すること

① 主管課関係

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定書等の締結は適正に行われているか。
- エ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示をおこなっているか。
- キ 指定管理者において施設の利用促進をはかるとしている場合においては、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

② 団体関係

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のため努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

7 重点監査項目

- (1) 出資に係る出納その他の事務・・・現金等（預金及び有価証券を含む）の管理について
- (2) 公の施設の管理に係る出納その他の事務・・・利用料金の出納事務について

8 監査の実施内容

- (1) 提出された監査資料及び、内部統制の整備・運用状況を検討し、準備調査実施時に提出された書類・帳簿等の中からリスクの高いと思われる項目を優先的に選定し、出資に係る出納その他の事務及び公の施設の管理に係る出納その他の事務が法令及び業務マニュアル等に従って処理されているか調査を行った。
- (2) 監査説明書及び提出資料・書類の調査結果を基に関係職員に質問を行った。
- (3) 現金等（預金及び有価証券を含む）が適切に管理されているかの確認については、書類審査及びヒアリングにより行い、現地調査は行わなかった。（コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令下であることから現金実査や保管場所の確認等は見送った。）
- (4) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し行った。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政援助等（出資及び公の施設の管理）に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

（ 以 上 ）